

令和6年度

宝塚市立地域児童育成会入所案内

1 全員の方へ配布

(1) 説明書類	ページ
① 令和6年度地域児童育成会（学童保育）入所児童募集要項……………	1～4
② 地域児童育成会事業の収支について……………	5
③ 地域児童育成会延長保育説明書……………	6～7
④ 自営業の方の添付書類について……………	8～9
⑤ 育成料の減免について……………	10～11
⑥ 市民税所得割額の確認方法……………	12
⑦ 地域児童育成会の入所申請にかかる取り扱いについて……………	13
⑧ 入所申請についてのQ&A……………	14～17
⑨ 就労証明書等提出書類一覧……………	18
⑩ 宝塚市立地域児童育成会一覧……………	19

※申請書類提出前に最終頁の提出書類チェックリストで必要書類等をご確認ください。

(2) 申請書類等

① 誓約書	1枚
② 入所申請書	1枚
③ 児童調書	1枚
④ 就労証明書	2枚
⑤ 延長保育希望調査兼申請書について（お願い）	1枚
⑥ 延長保育希望調査兼申請書	1枚
⑦ 育成料減免申請書	1枚

2 必要な方へ配布

転入・市内転居を予定されている場合、長期療養中の場合、アレルギーがある場合等

※別途書類が必要となりますので申し出てください。

令和6年度 地域児童育成会（学童保育）入所児童募集要項

1 地域児童育成会とは

保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童を対象に、家庭機能の補充を兼ね、生活支援を行い、児童の健全育成を図ることを目的としています。

2 受付日程

	新1～3年生 新1～6年生の支援を要する児童	新4～6年生
入所申請説明会	11月10日(金) 午後4時45分～(約1時間程度)	
申請書類配布	11月10日(金)～ ○育成会室での配布：午後1時～午後2時又は 午後4時30分～午後5時30分 ○アフタースクール課での配布：午前9時～午後5時30分まで ※土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月4日の年末年始を除く 申請書類は宝塚市ホームページからもダウンロード可	
早期申請一次 受付期間	11月13日(月)～12月15日(金) ※期限内必着 ① [アフタースクール課・育成会に持ち込みの 締切は12月15日午後5時30分まで オンライン申請の 締切は12月15日午後11時59分まで]	
入所決定	1月下旬 一次受付入所決定 ※入所が決定した新規入所者は面談 (15分程度)を実施 2月1日～ 各育成会室にて	
入所準備説明会	1月～2月 新1年生入学説明会の日(学校により日程が異なります)	
早期申請二次 および高学年 受付期間	1月22日(月)～1月30日(火) ※期限内必着 ② [アフタースクール課・育成会に持ち込みの 締切は1月30日午後5時30分まで オンライン申請の 締切は1月30日午後11時59分まで]	2月1日(木)～2月9日(金) ※期限内必着 ③ [アフタースクール課・育成会に持ち込みの 締切は2月9日午後5時30分まで オンライン申請の 締切は2月9日午後11時59分まで]
入所決定	2月中旬	2月下旬
入所	4月1日入所	

◎ 新1～3年生及び新1～6年生の支援を要する児童の①早期申請一次受付状況と、②早期申請二次受付終了後、申請者数を集計しホームページ等で公開する予定です。

※早期受付後の申請は3月1日(水)以降にご提出ください。(申し込み順)

3 入所資格及び対象児童

育成会に入所できる児童は、次の要件をすべて備えていることが必要です。

(1) 令和6年(2024年)4月1日現在、宝塚市立小学校に在学又は、宝塚市内に在住し、小学校に就学する1年生から6年生の児童であること。

※令和6年(2024年)4月1日現在、在籍する宝塚市立小学校の地域児童育成会への入所申請となります。私立・国立の小学校在籍の方はお住まいの学区の地域児童育成会への入所申請となります。

(2) 保護者が就労(注1)や長期にわたる疾病(注2)等の理由により、昼間家庭において適切な指導を受けることができない児童であること。

(3) 活動に継続性を持たせるため、週3日以上出席できる児童であること。

(注1) 保護者の就労要件


- ・早期申請受付に関しては、4月1日に就労していること。
- ・月曜日～土曜日の間で週3日以上(1か月に12日以上)の勤務があること。
- ・勤務終了時刻が午後2時30分以後(1年生については午後2時以後)であること。
- ・午後からの勤務の場合は勤務開始時刻が午後4時以前であること。

(注2) 長期にわたる疾病等の場合の要件については、アフタースクール課へお問い合わせください。

※保護者が育児休業を取得する場合は、入所の対象になりません。

4 入所申込の方法

提出書類については入所案内の最終ページをご確認ください。

郵送の場合	必要書類を下記の宛先まで期限内必着で送付してください。同封の封筒を使用する場合も必ず切手を貼って郵送してください。 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所子ども未来部アフタースクール課宛 <u>※必ず封筒に「小学校名」・「新学年」・「児童氏名」・「住所」・「令和6年度地域児童育成会入所申請書在中」と記載してください。</u> <u>(送料不足にならないようお気をつけください。)</u>
児童又は兄弟が育成会に在籍中の場合	育成会の連絡帳に挟んで提出してください。その際は、1名分ずつ封筒に入れて、封筒の表面に児童氏名を記載した状態で提出してください。 郵送での提出も可能です。
オンラインで申請する場合	二次元コードの、マイナポータルの電子申請機能「ぴったりサービス」より申請してください。 ※マイナンバーカードが無くてもご利用いただけます。 ※スマートフォン・パソコンからご申請いただけます。  申請用二次元コード

(注)同じ小学校区内にあり、市の補助を受けている民間放課後児童クラブとの同申請期間中での重複申込はできません。

※アフタースクール課・育成会に直接持ち込む場合について

原則、上記の申込方法を推奨しておりますが、申請期間中、アフタースクール課・育成会に直接持ち込んでいただいてもかまいません。その場合は各日とも平日の午後5時30分までに持ち込んでください。

育成会へは午後1時～午後5時30分の間に持ち込んでください。

なお、育成会では保育中のため内容の確認はできかねます。

5 入所の選考及び決定

(1) 早期受付期間内（一次・二次受付）の申請

早期申請受付終了後、下記のとおり入所決定を行います。

早期申請期間によって入所決定の時期が異なりますのでご注意ください。

順位	受付期間（○数字内は1ページの表を参照）	順位付け方法	入所決定日
1	一次受付（新1～3年生・支援を要する児童）(①)	就労状況等の点数	1月下旬
2	二次受付（民間学童待機の新1～3年生）(②)	待機順位	2月中旬
3	二次受付（新1～3年生・支援を要する児童）(②)	就労状況等の点数	
4	高学年受付（新4～6年生）(③)	就労状況等の点数	2月下旬

新1～3年生・新1～6年生の支援を要する児童が優先的に入所となります。

一次受付で定員を超えている場合は、保護者の就労日数および就労時間、家庭状況（父子・母子家庭等）、児童の学年等により点数計算を行い、点数の高い児童から入所を決定します。また、定員を超えた児童については、待機していただくこととなります。

※採点表については地域児童育成会のホームページをご確認ください。

(2) 早期受付期間後の申請（3月1日以降にご申請ください）

要件を満たしており定員に余裕がある場合は、申し込み順に入所を決定します。

入所日につきましては後日送付します「入所許可通知書」にてお知らせします。

また、定員を超えている場合は申し込み順に待機していただくこととなります。

6 定員

各育成会の定員は「宝塚市立地域児童育成会一覧」をご覧ください。

また、定員を超えた場合は、待機していただくことがあります。その場合の取扱いは、「5 入所の選考および決定」に記載のとおりとなります。

7 開所日及び開所時間

(1) 学校がある時 月曜日から金曜日 放課後から午後5時まで

(2) 土曜日及び夏、冬、春休み、学校行事代休日、入学式、卒業式
午前8時30分から午後5時まで

(3) 冬時間 11月から1月の間は下校が午後4時30分となります。
（日没時間が早くなるため、児童の下校時の安全を考慮しています。）

◎新1年生は4月1日（月）から入学式の4月9日（火）までは送迎が必要となります。

※入学前の児童の安全面から必要なものになりますのでご対応をお願いします。

8 延長保育

希望制による最大午後7時までの延長保育を実施します。（別紙「地域児童育成会延長保育説明書」を参照）

9 休所日

(1) 日曜日、国民の祝日、国民の祝日の振替休日

(2) 盆休み 8月13日から日曜日を除く3日間
（令和6年度は8月13日、14日、15日）

(3) 年末年始 12月29日から1月4日

10 費用について

育成料は月額8,000円です。支払日は原則当月末日です。

延長保育を利用する場合は、利用時間に応じて次の延長保育料が加算されます。

- (1) 午後6時00分まで利用 1,600円
- (2) 午後6時30分まで利用 2,400円
- (3) 午後7時00分まで利用 3,200円

※延長保育を利用しなかった月も、登録があれば延長保育料がかかります。

(ご注意) 口座振替の場合、当月分を月末に引き落とします。月末が金融機関休業日の場合、翌営業日に引き落とされます。夏休み等で1か月育成会を休まれる場合も育成料は必要です。月途中の入所及び退所についても、その月の育成料が必要です。育成料の減免の制度がありますので、別紙「育成料の減免について」をご参照ください。また、育成料とは別に、年度当初に保護者会を開催し保護者の皆様で、おやつ代等の実費負担額を決めていただきます。

※令和5年度は、概ね月額2,000円となっています。

11 支援を要する児童について

- (1) 運営委員会 : 入所決定の前にお子様を安全にお預かりさせていただくために保護者と学校長、アフタースクール課、育成会の支援員で話し合いの場を設けますので必ずご出席ください。
- (2) 入所決定日 : 運営委員会後、育成会の受入体制が整い次第の決定になります。「5入所の選考および決定」に記載しています入所決定日以降になる場合がございます。
- (3) 送迎 : 育成会への登下校については、保護者の送迎をお願いします。

12 育成会保育中の保険について

育成会での保育中(放課後や土曜日、長期休業中等)に生じたケガなどについては学校で加入している保険は適用されません。

そのため、入所決定時にご案内する公益財団法人スポーツ安全協会が実施している「スポーツ安全保険」(年間掛金800円)への加入を推奨しています。

「スポーツ安全保険」に加入しない場合は、各ご家庭で育成会活動中のケガについて対応できる保険に加入ください。

地域児童育成会事業の収支

(令和4年度決算額)

収 入

項 目	金額(円)	割合(%)
育成料(保護者負担の育成料)	133,103,000	20.85
国・県補助金(民間学童補助金を除く)	276,849,562	43.36
一般財源(市税等)	228,543,179	35.79
合 計	638,495,741	100.00

支 出

項 目	金額(円)	割合(%)
報酬(支援員)	351,059,699	54.98%
賃金(補助員)	199,846,560	31.30%
職員手当	21,039,222	3.30%
共済費(共済組合負担金、社会保険料)	8,235,920	1.29%
報償費(支援員研修の講師謝金)	230,000	0.04%
費用弁償(校外指導時の支援員・補助員の旅費)	11,074,590	1.73%
旅費(職員出張の旅費)	160	0.00%
消耗品費(一括購入し、各育成会に配布する消耗品等)	6,969,318	1.09%
食料費(支援員研修会講師用)	1,824	0.00%
印刷製本費(封筒、納付書)	86,020	0.01%
光熱水費	7,599,356	1.19%
備品修繕料(書棚錠・パソコンキーボード等)	0	0.00%
施設修繕料(エアコン、畳表替え・絨毯張替え、給湯器、畳等の修繕料)	3,355,367	0.53%
医薬材料費(絆創膏、消毒液、サージカルテープ等)	337,799	0.05%
郵便料	470,630	0.07%
電信電話料(携帯電話、パソコンデータ通信料)	3,137,975	0.49%
広告料(補助員募集)	236,500	0.04%
手数料(育成料口座振替手数料、家電廃棄手数料等)	5,503,501	0.86%
使用料(緊急用タクシー代、育成会システム、育成会連絡メールシステム使用料)	3,605,780	0.56%
備品購入費(冷蔵庫、掃除機、座卓、書庫、更衣ロッカー、プリンターの購入)	2,232,560	0.35%
負担金及び交付金(各種会議等出席者負担金)	5,000	0.00%
建物借上料	13,467,960	2.11%
合 計	638,495,741	100.00%

地域児童育成会延長保育説明書

1 延長保育の目的

宝塚市立地域児童育成会（以下「育成会」という。）に入所する児童の保護者の就労形態の多様化等による保育時間延長需要に応え、保護者が帰宅するまでの間の児童の安全を確保し、もって児童の健全な育成を図ることを目的とします。

2 延長保育の対象児童（対象児童の要件）

(1) 育成会に入所する児童で、保護者の勤務に付随する理由により午後5時以降（11月1日から翌年1月31日までの間は、午後4時30分以降）も保育することが真に必要であると認められる児童であること。

(2) 保護者又は保護者の代理による「迎え」が可能な児童であること。（高校生以上）

3 延長保育を実施する日及び時間

(1) 実施日は、月曜日から金曜日です。土曜日及び3月31日は実施しません。

(2) 利用時間は、育成会の閉所時刻である午後5時（11月1日から翌年1月31日までの間は、午後4時30分）から利用時間に応じ「午後6時まで」、「午後6時30分まで」、「午後7時まで」の中から選択することができます。

4 延長保育を実施する育成会の要件及び決定

(1) 延長保育の要件を満たす児童が5名以上の育成会で実施します。

(2) 令和6年4月1日から延長保育を希望される保護者に、育成会の早期申請受付期間内（下記、※参照）に入所申請書と合わせて、延長保育希望調査兼申請書を提出していただきます。

※ 早期申請受付期間

- ・新1～3年生及び新1～6年生の支援を要する児童 … 11月13日（月）～12月15日（金）
1月22日（月）～1月30日（火）
- ・新4～6年生 … 2月1日（木）～2月9日（金）

①この期間中に提出された延長保育希望調査兼申請書数により延長保育の実施を決定しますので、必ずこの期間内に提出してください。

②延長保育を実施する要件を満たさず、延長保育を実施しない育成会については、延長保育を実施しない旨お知らせします。

(3) 原則として、年度途中での延長保育の開始又は中止はしません。

5 延長保育の申請と許可

- (1) 延長保育の要件を満たす児童が5名以上の育成会については延長保育希望調査兼申請書に基づき延長保育の許可決定を行います。
- (2) 延長保育の許可は、入所許可と合わせて通知します。

6 年度途中の延長保育について

延長保育を実施する育成会については、入所後の延長保育申請・利用時間の変更・取消が可能です。希望する月の前月の15日までに各書類を提出してください。

7 延長保育する児童のお迎えについて

延長保育の児童につきましては、必ず定時までには保護者又は保護者の代理人(小・中学生によるお迎えは認めておりません。)のお迎えをお願いします。
また、車でのお迎えはご遠慮ください。

8 下校時の保険について

学校のある日は、通常の下校と同様に独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度が適用されます。

ただし、通常の下校方法と異なる方法やルートで下校した場合は、適用されません。

9 延長保育を使用しない児童の下校について

延長保育を使用しない児童につきましては、午後5時(11月1日から翌年1月31日までの間は、午後4時30分)に集団で下校します。

自営業に従事する保護者の就労証明書の作成者と添付資料について * 証明者欄…就労証明書右上の「証明日」～「記載者連絡先」



【確定申告書控えの提出方法】

確定申告書控えは第一表のみ提出してください。
申告する前のものは、使用できません。

枠内の情報が記載されているものをご準備ください。

(職業欄が空欄の場合は受付できない場合があります。)

税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B

現在の住所 〒 個人番号 ※ 個人番号は複写されません 生年月日

フリガナ 氏名 職業 番号・報号 世帯主の氏名 世帯主との関係

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在の住所 (単位は円)

種類	青色	分類	国	出	損	失	修正	特異の	特異	整理	番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯
事業等	区分	⑦											
業	区分	①											
不動産	区分	②											
利	子	③											
配	当	④											
給	与	⑤											
公的年金等	区分	⑥											
雑	業	区分	⑧										
業務	区分	⑨											
その他	区分	⑩											
総合課税	短期	⑪											
課税	長期	⑫											
一時	区分	⑬											
事業等	区分	⑭											
差	業	区分	⑮										
業	業	区分	⑯										

課税される所得金額 (①-⑬)又は第三表の⑳

上記の⑳に対する税額又は第三表の㉑

配当控除 区分 ⑳ ㉒

政治等寄附金等特別控除 ⑳-㉓

住宅耐震改修特別控除等 区分 ㉔-㉕

源泉徴収所得 (㉖-㉗-㉘-㉙)

災害減免額 ⑳ ㉚

再発行所得税額 (基準所得税額) (㉛-㉜)

復興特別所得税 (㉝×2.1%)

所得税及び復興特別所得税 (㉞+㉟)

外国税控除等 区分

源泉徴収税

第一表〇〇の用紙は控用です。

金額の部分は気になる方は黒塗りしていただいても構いません。

書類についてのご質問等ございましたら、アフタースクール課へお問い合わせください。

育成料の減免について

1. 育成料の減免

次の事項に該当する場合は、育成料が減額または免除されます。

※減免の判定の対象となるのは、令和5年度課税状況(令和4年分所得)です。

- (1) 生活保護法による被保護世帯 _____ 免除
- (2) 令和5年度市民税の所得割が非課税の世帯 _____ 免除
- (3) 令和5年度市民税の所得割の額が6万円未満の世帯 _____ 2分の1減額
- (4) 令和5年度市民税の所得割の額が6万円以上15万円未満の世帯 _____ 4分の1減額
- (5) 同一世帯において2人以上の児童を入所させた場合、最も年齢の高い児童以外の児童の育成料 _____ 2分の1減額

※上記(2)～(4)において、世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、市民税所得割の額の合計額になります。

2. 減免申請の手続きについて

- ①上記(1)～(4)に該当する世帯が育成料の減免を受けようとする場合、育成料減免申請書を地域児童育成会入所申請書と一緒に提出してください。
- ②上記(1)に該当する世帯については、育成料減免申請書とともに、福祉事務所長の発行する「生活保護適用証明書」が必要となります。
- ③令和5年度の市・県民税が宝塚市以外で課税されている方(令和5年1月1日宝塚市に居住されていなかった方)は、当該地の課税証明書を添付してください。
- ④令和5年1月1日時点の住所地が海外の方は、海外で得た令和4年1月から令和4年12月までの総所得が分かるものを添付してください。

対 象 世 帯	必 要 書 類
上記(1)の世帯	育成料減免申請書、生活保護適用証明書
上記(2)～(4)の世帯	育成料減免申請書
上記(5)の世帯	不 要

3. 税制改正により、廃止又は縮小された扶養控除のみなし適用について

平成22年度の税制改正において、「年少扶養控除(16歳未満)」及び「16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分」が廃止されましたが、この税制改正により、利用者の負担増にならないようにするため、令和6年度(2024年度)の育成料の減免にあたっては、扶養控除の廃止又は縮減が無かったものとして税制改正前の市民税所得割を再計算し、減免対象額が税制改正前と同水準となるように取り扱います。

《税制改正される前の市民税所得割 計算方法》

令和5年度市民税所得割額(※) = (A×330,000 + B×120,000) × 6%

A：年少扶養控除対象者(16歳未満)の人数

B：特定扶養控除上乗せ分対象者の人数

〔令和5年度市民税課税における対象となる扶養親族の生年月日〕
年少扶養親族：平成19年1月2日～令和4年12月31日生まれ
特定扶養控除上乗せ分：平成16年1月2日～平成19年1月1日生まれ

※「給与所得等に係る市・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」または「納税通知書」で確認できます。(この入所案内の12ページをご覧ください。)

なお、市民税の所得割額の算出にあたっては、簡易な税額の計算方法で説明しています。

4. 寡婦(夫)控除のみなし適用について

令和3年度(2021年度)までの育成料について、市・県民税、所得税の寡婦(寡夫)控除が、非婚のひとり親家庭には適応されなかったことから、平成26年度より非婚のひとり親家庭に対し、地域児童育成会育成料の減免制度において寡婦(寡夫)控除のみなし適用していました。しかし、令和2年度の税法改正により、非婚のひとり親家庭においても同様の控除が適用されることとなったため、令和4年度(2022年度)からは申請は不要となります。

地域児童育成会
保 護 者 様

宝塚市子ども未来部
アフタースクール課長

地域児童育成会の入所申請にかかる取り扱いについて

標記の件について、地域児童育成会への入退所に関しまして、円滑な運営のため下記のとおりとしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

- 1 申請内容に変更があった場合
申請後、内容等に変更があった場合は、直ちに届け出てください。
- 2 就労証明(予定)で申請の場合
 - ①勤務開始後、速やかに本証明を提出してください。
本証明が入所要件を満たしていない場合、入所許可を取り消します。
 - ②待機児童のいる学校は、本証明で提出された勤務時間、日数をもとに再計算し直します。その結果、待機になった場合、5月からあるいは4月途中からでも待機へ繰り下げを行います。
また、再計算の結果待機順位の繰り上げを行うことはありません。
- 3 就学、職業訓練等による申請の場合
在学証明書或いは合格通知書と今年度の時間割（カリキュラム）の写しを提出してください。また、4月当初に令和6年度の時間割を再提出していただきます。その場合の取扱いは、以下のとおりです。
 - ①入所要件を満たしていない場合、入所許可を取り消します。
 - ②待機児童のいる学校は、提出された時間割（カリキュラム）をもとに再計算し直します。その結果、待機になった場合、5月からあるいは4月途中からでも待機へ繰り下げを行います。
また、再計算の結果待機順位の繰り上げを行うことはありません。

入所に関するQ & A

申請書類に関すること

- 1 就労証明書は本社と支店どちらで証明してもらえばよいですか？**

◎就労証明書の発行が可能であれば、どちらでもかまいません。
ただし、支店で証明された場合は、支店が変わった際に再度新しい就労証明書を出していただく必要があります。
- 2 複数の会社を掛け持ちして勤務している場合、就労証明書はどのように提出したらよいですか？**

◎それぞれの勤務先で就労証明書の記入をお願いしてください。提出されたすべての就労証明書の合計で就労要件の確認や定員を超えた場合の点数付けを行います。
※就労日数等確認のため追加書類(シフト表等)の提出をお願いする場合がございます。その場合は速やかにご提出ください。
- 3 派遣会社に勤務している場合、就労証明書は派遣元と派遣先のどちらで取ればよいですか？**

◎就労証明書の発行が可能であれば、どちらでもかまいません。
ただし、派遣先で証明された場合は、派遣先が変わった際に再度新しい就労証明書を提出していただく必要があります。
- 4 通学で申請をする場合、どのような書類を提出すればよいですか？**

◎在学証明書或いは合格通知書と今年度の時間割(カリキュラム)の写しを添付してください。また、4月以降に新年度の時間割(カリキュラム)を再提出してください。提出書類の詳細については、アフタースクール課へお問い合わせください。
- 5 きょうだいで申請する場合は、就労証明書は人数分必要ですか？**

◎就労証明書の原本は1通でもかまいません。その場合、原本を下の学年のお子さんの申請書に添付し、上の学年のお子さんには写しを添付してください。
- 6 両親が別居中または離婚調停中の場合の就労証明書は必要ですか？
就労証明書が出ない場合の提出書類や申請書の書き方はどうすればよいですか？**

◎別居中であっても基本的には、両親の就労証明書が必要です。
離婚調停中は、就労証明書に代わる書類として、調停の証明資料の写しを提出してください。
DVの場合は、DVにより避難していることを証明する書類、一年以上の連絡がない場合は警察へ届出たことを証明する書類が必要です。
いずれも離婚が成立していなければ、別居同居に関わらず申請書には両親の氏名を記入してください。

7 障害者手帳申請中の場合は、支援を要する児童として申請できますか？

◎障害福祉課に提出した申請書の写しを付けることで、支援を要する児童として申請できます。ただし、障害者手帳が取得できなかった場合、待機のある学校区については、点数の繰り下げを行います。

8 自営業の添付書類である開業届、営業許可書（証）、確定申告書控の写しとはどのようなものですか？

◎開業届とは、個人が事業を始めたことを税務署に知らせるための書類です。最寄りの税務署の窓口か、国税庁のホームページで入手できます。

市区町村に開業届を提出すると、その後に開業届出済証明書を発行してもらうことができます。

また、税務署に「保有個人情報開示請求書」を提出し、その後交付される「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」を提出すると、開業届の写しをもらうことができます。2週間から一か月ほどかかります。

◎営業許可書（証）とは、飲食店を開業するときに必要であり、保健所へ営業許可申請書を提出して検査に合格することにより取得できます。営業許可がおりると保健所から交付されます。

◎確定申告書控とは、個人事業主が所得税額を確定させるために、税務署への申告する際の書類の写しです。

入所要件に関すること

1 保育所の慣らし保育の関係で4月中旬に育児休業から復帰予定ですが、早期申請はできますか？

◎4月中に復職する場合は申請できます。早期申請の際は、4月中に育児休業から復職予定であるという就労証明書を提出してください。その後、保育所の入所が決定しましたら保育所へ入所することがわかる書類（保育所の内定面接通知書）を提出してください。提出がない場合は、4月1日に復職することが入所の要件となりますので、ご注意ください。

2 病気療養中ですが、入所できますか？

◎長期の療養が必要で、放課後に養育ができない場合は申請できます。

早期申請の場合は、4月以降も引き続き療養が必要であれば、申請が可能です。申請の際は、長期の療養が必要で、放課後に養育ができないことがわかる診断書と申立書を提出してください。また、診断書は、新年度の申請書配布開始日以降に発行されたものを提出してください。

- 3 家族の介護で入所できますか？出来るのであれば必要な申請書類はなんですか？
- ◎施設等への通所により、保護者の付き添いが必要なため放課後に養育ができない場合は入所可能です。
- 申請の際は、申立書、診断書、通院を証明できる書類、介護保険サービスを使っている場合は、ケアプランの写しなどが必要です。
- 4 ボランティア活動や団体の役員、文化講座、カルチャー教室の受講等を理由に入所することは可能ですか？
- ◎育成会は、保護者の就労や長期にわたる疾病等が主たる入所条件になりますので、質問のような事情だけでは入所申請を受けていません。
- 5 夏季休業期間等、長期休業中のみの入所はできますか？
- ◎長期休業中のみの短期入所は認めていません。
- 6 育児休業中の場合の入所申請はいつからできますか？
- ◎早期受付の場合、4月中に復職するのであれば早期受付期間中の申請が可能です。早期受付期間以外の場合は、復職の1ヶ月前から申請が可能です。
- 7 産前・産後休業中でも入所はできますか？
- ◎4月1日時点で産前・産後休業を取得される予定の方は早期受付でも申請いただけます。入所後に産前・産後休業を取得される方につきましても引き続きご入所いただけます。
- ただし、産前・産後休業終了後、育児休業を取得される場合は産前・産後休業が終了する月末で退所となります。
- 8 契約上の勤務時間は入所要件にあてはまりませんが、ほぼ毎日残業していて残業時間を含めると入所条件を満たしています。この場合、申請できますか？
- ◎契約上の勤務時間で判断します。
- 9 現在市外に住んでおり、宝塚市に引っ越す予定です。申請できますか？
- ◎入所資格の確認のために、引っ越し先が確認できる書類（建物売買契約書や登記簿抄本、建物賃貸契約書の写し等）を添付することで申請できます。添付する際は、①引っ越し先の住所②契約者名③引き渡し日が確認できるようにコピーしてください。入所申請書には、市外の住所と引っ越し予定の住所両方をご記入ください。

延長保育に関すること

1 延長の利用時間は任意で決めることができますか？

◎勤務時間と通勤時間をあわせて午後5時以降となる場合は、延長の利用時間は任意で決めることができます。

2 勤務時間と通勤時間を足しても午後5時に満たないですが、残業等の理由で、午後5時以降となる場合は、延長保育を申請できますか？

◎申立書に上記の理由を記載していただくことで、申請できます。

3 病気療養中でも延長保育は利用できますか？

◎延長保育は、『地域児童育成会に入所する児童で、保護者の勤務に付随する理由により午後5時以降も保育することが真に必要であると認められる児童であること』としているため、病気療養中の場合は延長保育を利用できません。

育成料に関すること

1 きょうだいで入所する場合、減免はありますか？また、その際減免申請は必要ですか？

◎同一世帯で2人以上の入所があった場合は、年齢が下の児童については育成料が半額となります。申請は不要です。

2 宝塚市に引っ越してきたのですが、減免申請をする際に注意すべき点はありますか？

◎令和5年1月1日に宝塚市以外にお住まいだった方は、令和5年度課税証明書が必要となります。

なお、海外在住の場合は、海外で得た令和4年1月から令和4年12月までの総所得がわかるもの（日本語以外の場合は翻訳したもの）を添付してください。

就労証明書等提出書類一覧

	申請状況	必要な申請書	備考
1	就労	就労証明書	・記入担当者の名前を記入してください。
2	自営業	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書+ ・開業届 ・営業許可書(証) ・確定申告書控 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } <ul style="list-style-type: none"> いずれか 一点(写し) </div>	・必要書類の添付が難しい場合は、取引先の証明でも構いません。
3	疾病による申請	・申立書+診断書(原本)	
4	就学、職業訓練等による申請	・在学証明或いは合格通知 +今年度のカリキュラムの写し	
5	育児休業からの復帰	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書(予定) (育児休業の期間・復職日を必ず記入して下さい。) ※4月中の復職が条件になります。 ・下のお子様の 「保育園内定面接通知書」 (取得後) 	
6	産前・産後休業取得予定・取得中	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書(予定) (産前・産後休業の期間・復職日を必ず記入して下さい。) 	<p>産前・産後休業後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場復帰される場合 →引き続きご入所いただけます。復帰後速やかに就労証明書を提出してください。 ・育児休業を取得される場合 →産前・産後休業が終了する月の末で退所となります。
7	就労予定による申請 (これから就職)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書(予定) (4月1日に勤務している事) 	

※場合によっては追加の書類の提出をお願いする場合がございます。

上記以外での申請・必要書類に関しましてはアフタースクール課までお問い合わせください。

宝塚市立地域児童育成会一覧

名 称	所 在 地	電話（直通）	定員
仁川小学校地域児童育成会	仁川宮西町1番25号	0798-51-7917	80
高司小学校地域児童育成会	高司4丁目4番55号	0797-74-3243	80
良元小学校地域児童育成会	小林5丁目2番42号	0797-71-1027	80
光明小学校地域児童育成会	光明町8番40号	0797-71-1024	40
未成小学校地域児童育成会	未成町1番1号	0797-71-1050	80
末広小学校地域児童育成会	末広町3番1号	0797-71-1033	80
西山小学校地域児童育成会	野上6丁目2番1号	0797-71-1070	80
逆瀬台小学校地域児童育成会	逆瀬台6丁目1番1号	0797-71-1051	58
宝塚第一小学校地域児童育成会	野上1丁目3番35号	0797-71-1075	80
すみれガ丘小学校地域児童育成会	すみれガ丘1丁目5番1号	0797-87-1421	80
宝塚小学校地域児童育成会	川面1丁目7番34号	0797-84-2521	80
売布小学校地域児童育成会	売布ガ丘1番20号	0797-84-2811	80
小浜小学校地域児童育成会	小浜4丁目7番10号	0797-84-2707	80
美座小学校地域児童育成会	美座2丁目6番1号	0797-84-2644	80
安倉小学校地域児童育成会	安倉中6丁目1番1号	0797-84-2839	80
安倉北小学校地域児童育成会	安倉北5丁目1番1号	0797-84-2830	80
長尾小学校地域児童育成会	山本東1丁目10番10号	0797-88-4343	80
長尾南小学校地域児童育成会	山本南2丁目10番1号	0797-88-4339	80
丸橋小学校地域児童育成会	山本丸橋4丁目13番1号	0797-89-8073	80
中山台小学校地域児童育成会	中山桜台4丁目12番1号	0797-88-4385	120
山手台小学校地域児童育成会	山手台西3丁目1番1号	0797-88-3474	140
長尾台小学校地域児童育成会	長尾台1丁目1番1号	072-759-0830	58
西谷小学校地域児童育成会	大原野字石保34番地の1	0797-91-1004	40

宝塚市 子ども未来部 アフタースクール課 電話 0797-77-2030（直通）
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号（宝塚市役所内）

2024年 4月版

【提出書類チェックリスト】 提出は不要です

入所申請にあたって、下記の書類が必要となります。提出前に必要書類を確認のうえ、を付けてください。
提出書類の記入もれや提出もれにご注意ください。

《必ず提出が必要な書類》

- ①誓約書 ※①～④の書類に不備や提出もれがある場合、
入所要件を確認できないため、申請が受理できません。
- ②入所申請書
- ③児童調書
- ④保育できない状況を証明する書類

申請理由	必要書類	父	母	その他	備考欄
就労	就労証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就労証明書の内容が予定の証明で申請される場合は、入所後すみやかに就労証明書を提出してください。
	【自営業の方】開業届、営業許可書(証)、確定申告書控えの写しいずれか ※提出が難しい方はお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
疾病、負傷等	【病気療養中】診断書／申立書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	放課後に保育ができない状況が明記されているものを提出してください。
	【障害】障害者手帳の写し／申立書 ※精神福祉手帳3級所持の方は、診断書も必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
就学、職業訓練	在学証明書あるいは合格通知の写し／令和5年度のカリキュラムの写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	4月当初に令和6年度の時間割を提出してください。
その他	アフタースクール課へご相談ください				

《必要に応じて提出していただく書類》

⑤減免申請

必要書類	チェック欄	備考欄
育成料減免申請書	<input type="checkbox"/>	対象者のみ
令和5年度課税証明書(令和4年分所得)	<input type="checkbox"/>	令和5年1月1日に宝塚市以外に住民票があった方
生活保護適用証明書	<input type="checkbox"/>	生活保護世帯の方

⑥延長保育申請

延長保育希望調査兼申請書	<input type="checkbox"/>	希望者のみ
申立書	<input type="checkbox"/>	勤務時間と通勤時間を足して午後5時に満たない場合のみ

⑦その他

「療育手帳」または「身体障害者手帳」の写し	<input type="checkbox"/>	児童が手帳を持っている場合
「建物売買契約書」または「建物賃貸借契約書」等の写し	<input type="checkbox"/>	転入・転居予定の場合
アレルギー調査票等	<input type="checkbox"/>	対象者のみ ※対象の方には後日、配布いたします。

《最終確認》

誓約書、入所申請書の保護者欄に自署または記名押印されていますか？	<input type="checkbox"/>	
記入漏れ、押印漏れ、添付漏れはありませんか？	<input type="checkbox"/>	

◎申請書類は、アフタースクール課、各地域児童育成会室、宝塚市ホームページにて入手可能です。(ID:1054289)

◎令和6年度入所案内の内容をご確認のうえ、入所申請をしていただくようお願いいたします。

MEMO